課金管理システム
取　扱　説　明　書

Hotel Version

２００６年１１月０６日　２．０版

株式会社テクノワープ

まえがき 3

1. システム構成 4

1-1 方式 4
1-2 接続形式 4

2. 基本処理の流れ 5

3 アプリケーションの実行 6

3-1 「課金管理システム」の選択 6
3-2 スタート 6
3-3 「客室表示」 7
3-4「通話明細表示」 8
3-5「領収書印刷」 9
3-6「支払い済み」 9
3-7「請求集計」 10
3-8「請求表示」 11
3-9「閉じる」 11

4 設定 12

5 注意事項・その他 13

5-1 データのバックアップ 13
5-2 PC 初期設定について 13
5-3 ノート PC 初期設定について 14
5-4 USB 接続時の交換機接続通信ポート設定について 15

6 ソフトウェア使用許諾契約書 16

第1条 （著作権の帰属） 16
第2条 （使用許諾の範囲） 16
第3条 （禁止事項） 16
第4条 （サポート） 16
第5条 （品質保証） 17
第6条 （免責） 17
第7条 （有効期間） 17
第8条 （新バージョンソフトウェア受け取り時の本契約書の更新） 17

まえがき

本取扱説明書は「課金管理システム」の操作、機能について記述します。
「課金管理システム」は岩崎通信機株式会社製デジタル交換機に接続し、客室からの発信電話料金を受信し、パソコン画面上に表示、印刷するプログラムです。
本取扱説明書ではプログラムのインストール方法については説明しておりません。

１．システム構成

1-1　方式

「課金管理システム」は岩崎通信機株式会社製デジタル交換機と接続し交換機から通知される発信電話情報を常時受信し、パソコン上で表示、印刷を行なうことができます。

「課金管理システム」はパソコン上で動作するソフトウエアです。

パソコンのＯＳはWindows２０００／ＸＰが推奨です。

1-2　接続形式

２．基本処理の流れ

課金管理システムの基本処理の流れは次のようになります。

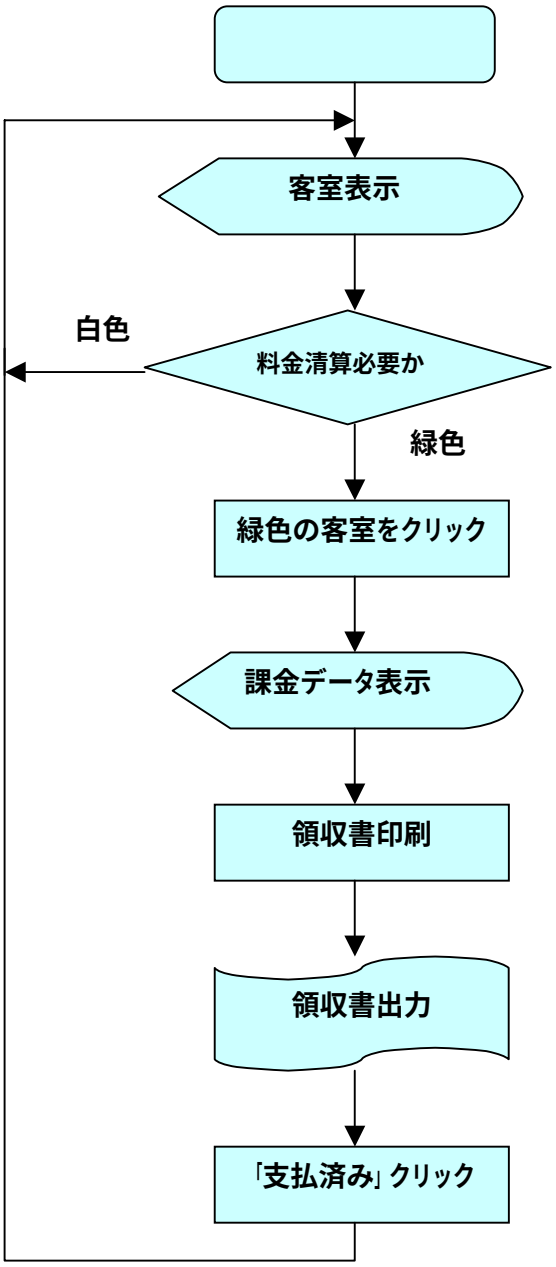

課金管理システムは常時起動しておきます。

客室を表示します。

チェックアウト時客室ボタンが緑色になっているか確認

領収書が必要なら「領収書印刷」をクッリク

領収書印刷後課金データをクリアします。緑色が白色に変わります。

注意

客室からの電話料金は通話終了後、交換機から「課金管理システム」に送信されます。このときパソコンの電源が切れている場合や、「課金管理システム」のプログラムが停止されている場合、データの受信ができませんのでご注意願います。

３　アプリケーションの実行

3-1　「課金管理システム」の選択

Windows 画面左下の「スタート」―＞「プログラム」―＞「課金管理システム」ー＞「Toll manager」クリックします。又は、デスクトップ上の課金管理システムアイコンをクリックします。

3-2　スタート

起動メニューが表示され、データの読み取りが開始された後、客室状態をを表示します。

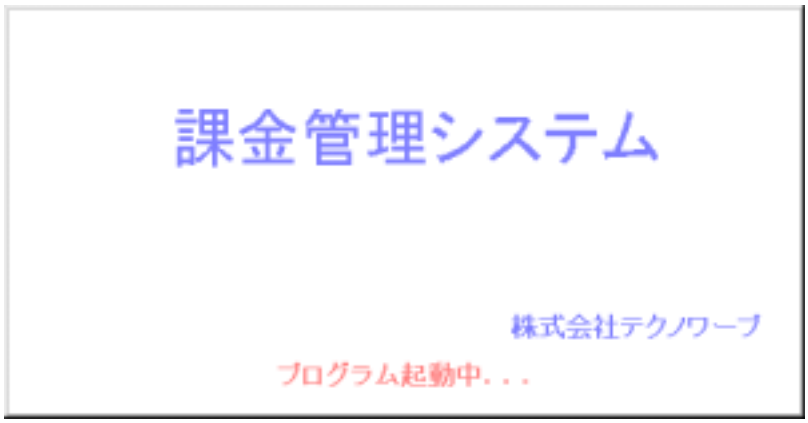

3-3　「客室表示」

プログラムが起動すると客室状態画面に切り替ります。

① プログラム起動中は常時この画面が表示されます。

② 白色の客室は電話が未使用の客室です。

③ 緑色の客室は電話を使用した客室です。

3-4「通話明細表示」

緑色の客室ボタンをクリックすると通話明細表示画面に切り替ります。

① チェックインから現在までの電話使用状況が表示されます。

日付　　：電話利用日
ダイヤル　：発信先の相手番号 (電話番号の下2桁は設定によりマスクすることができます)
通話開始　：通話開始時刻
通話時間　：通話時間 (時:分:秒)
通話料金　：通話料金。電話料金の後の＊印は消費税対象外の電話料金です。

② 電話料金の合計表示をします。

課税対象合計　　：課税対象料金の合計
消費税　　：課税対象料金の消費税
非課税対象合計　：非課税対象料金の合計
調整　　：合計料金の端数を調整した場合の金額

3-5「領収書印刷」

「**領収書印刷**」ボタンをクリックすると印刷内容の問い合わせ画面が表示されます。
通話明細データは領収書印刷を行なっても消えません。
通話明細データを削除するには、次の「支払い済み」で行ないます。

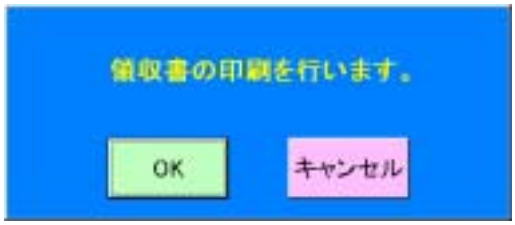

「OK」　　：通話明細入りで印刷します
「**キャンセル**」　：処理を中止します。

3-6「支払い済み」

「**支払い済み**」ボタンをクリックすると料金データの削除問合せ画面が表示されます。

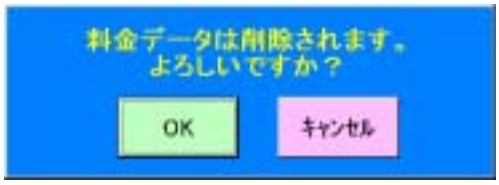

「ＯＫ」　　：表示中の内線電話機の料金データを削除します。
　　但し、「ＯＫ」ボタンをクリックしただけでは現在の表示画面は
　　変わりません。この操作を行なうと客室表示画面の緑色が白色
　　に変わります。
「**キャンセル**」　：処理を中止します。 客室表示の画面は緑色のままです。

3-7「請求集計」

「客室表示」の「請求集計」ボタンをクリックすると集計年月を入力画面が表示されます。

検索月を指定し、「実行」ボタンをクリックすると指定月から過去１年分の請求金額の合計を月単位で表示します。

今月　　：「今月ボタン」をクリックすると今月の日付が年月の欄に表示されます。
　　西暦年（４桁)、月（２桁）
先月　　：「先月ボタン」をクリックすると先月の日付が年月の欄に表示されます。
　　西暦年（４桁)、月（２桁）
先々月　：「先々月ボタン」をクリックすると今月の日付が年月の欄に表示されます。
　　西暦年（４桁)、月（２桁）
実行　　：　指定された条件で過去１年分の請求課金合計を表示します。

任意指定　：　月日欄に直接入力することもできます。
　　空欄の月日欄をクリックすると数字入力画面が表示されますので任意の数字を入力できます。

3-8「請求表示」

「実行」ボタンをクッリクすると検索条件に基づき請求データが表示されます。
表示される請求金額合計は「支払済み」の操作を行った各月毎の集計です。

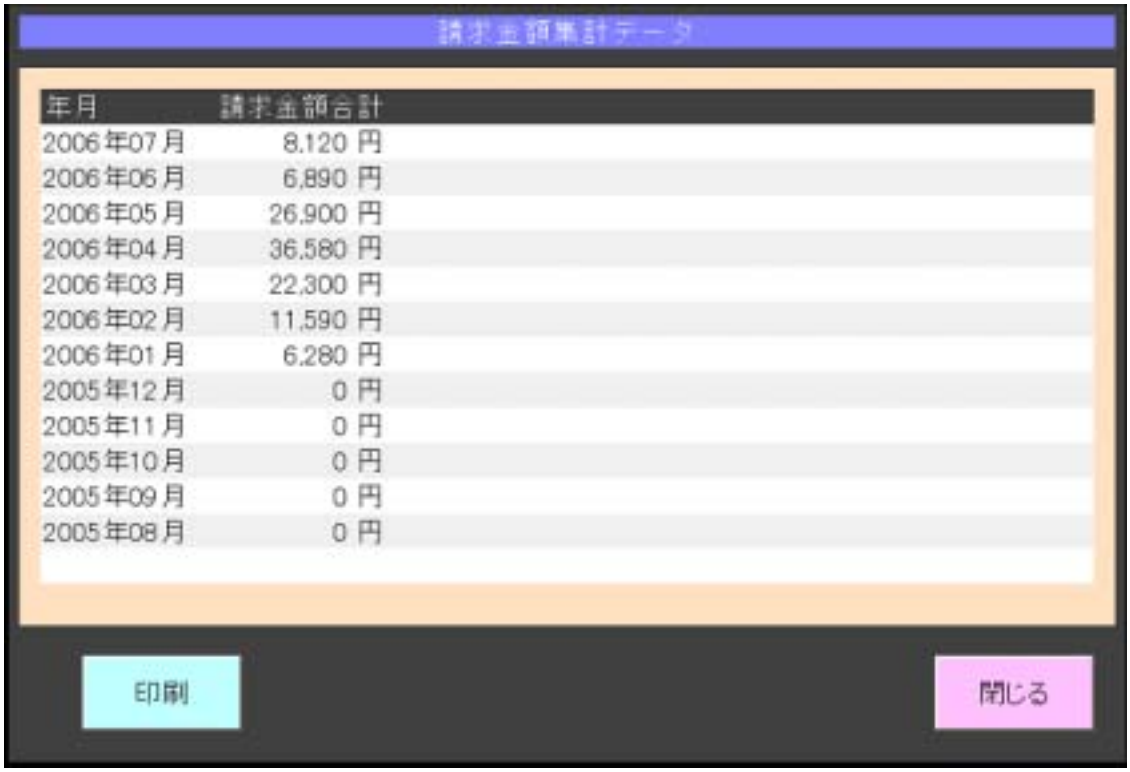

3-9「閉じる」

客室表示画面の「閉じる」ボタンをタッチするとプログラムの終了確認メッセージが表示されます。「OK」をクリックするとプログラムが終了します。

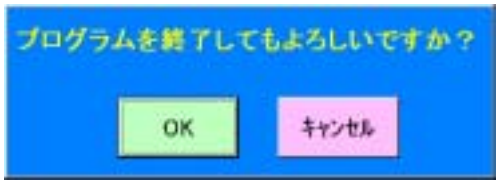

4　設定

Windows 画面左下の「スタート」―＞「プログラム」―＞「課金管理システム」―＞「Toll manager　Config」クリックします。
します。

「課金管理システム」の動作条件を設定する画面が表示されます。

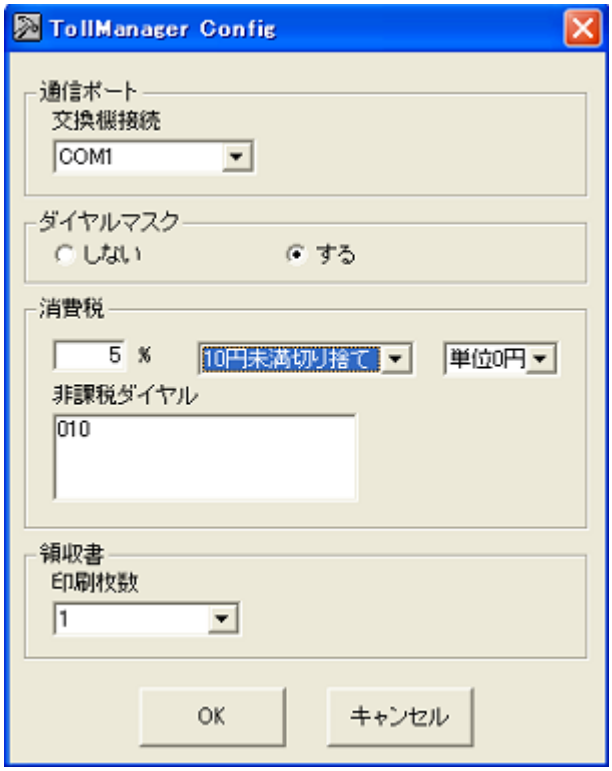

通信ポート　：パソコンの通信ポート(出荷パソコンＣＯＭ１です)
ダイヤルマスク　：発信先の相手番号の下2桁を「＊」印にするか、しないか。
交換機側にダイヤルマスクの設定がされている場合は無効です。
消費税　：課税対象通話料金に対する消費税率
合計料金を求める際、１０円未満の金額の処理方法が選択できます。
１０円未満そのまま
１０円未満切捨て　5円単位で設定可能
１０円未満切上げ　5円単位で設定可能
１０円未満四捨五入
非課税ダイヤル　：国際通話のような非課税ダイヤルとなる番号を設定します。
領収書　：領収書の印刷枚数を設定します。

5　注意事項・その他

5-1 データのバックアップ

通話明細データは支払済みの操作後は削除され参照することはできません。
データとして保存されているのは月毎に集計された金額のみとなります。
月毎の請求集計のデータは下記のフォルダに保存されていますので必要に応じて別媒体等に保存してください。

請求集計データのフォルダ

C:\Program Files￥TollManager￥chg￥Ayyyymm.csv
yyyy：年　mm：月

5-2 PC 初期設定について

本運用の前に、以下の手順でパソコンの初期設定を確認して下さい。

①デスクトップ上で右クリック→プロパティ→スクリーンセーバー→電源→電源設定

「モニタの電源を切る」、「ハードディスクの電源を切る」、「システム スタンバイ」、「システム休止状態」が「なし」に設定されているか。

②デスクトップ上で右クリック→プロパティ→スクリーンセーバー

スクリーンセーバーの設定が「なし」に設定されているか。

③コントロールパネル→自動更新

「自動更新を無効にする」がチェックされているか。

※上記の設定がない場合、データの受信が正常に行なわれない可能性がありますので、本運営の前に必ず確認してください。

5-3 ノート PC 初期設定について

ノート PC で課金管理システムを運用する場合、前述した「5-2」の設定に加え、以下の設定が必要となります。

① デスクトップ上で右クリック→プロパティ→スクリーンセーバー→電源→電源設定

バッテリー使用時の設定が「モニタの電源を切る」、「ハードディスクの電源を切る」、「システム スタンバイ」、「システム休止状態」が「なし」に設定されているか。

② 「①」電源設定画面→詳細設定

ポータブルコンピュータを閉じた時→「何もしない」

コンピュータのスリープボタンを押した時→「何もしない」

※上記の設定がない場合、データの受信が正常に行なわれない可能性がありますので、本運用の前に必ず確認してください。

5-4 USB 接続時の交換機接続通信ポート設定について

1. USB 変換アダプタを使用し交換機からの通話データを受信している場合、PC の起動･再起動時に COM ポートが認識されない場合があります。認識されない場合は、変換アダプタの抜き差しを認識されるまで行ってください。

2. 「課金管理システム」起動時に下記メッセージが表示された場合は交換機接続の「通信ポート」の設定に誤りがあります。
   以下の手順で未使用の COM ポートをチェックし、「通信ポート」へ設定してください。

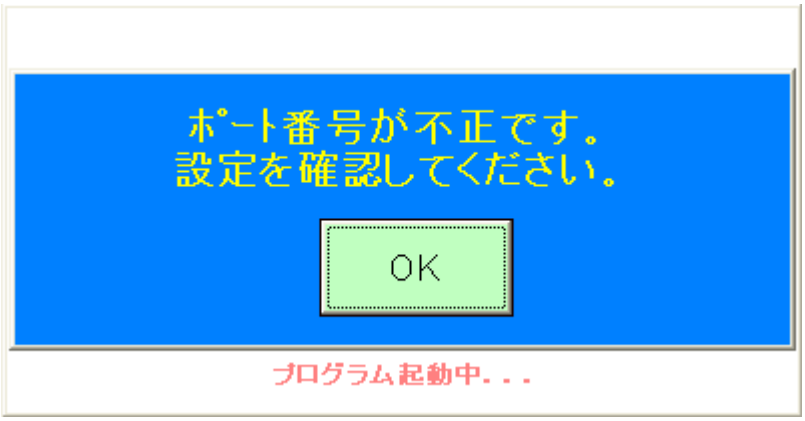

① 「マイコンピュータ」を右クリックし、「管理」をクリック。

② 「デバイスマネージャ」をクリックし、「ポート(COM と LPT)」をクリック。

③ 「通信ポート」を右クリックし、「プロパティ」をクリック。

④ 「ポートの設定」をクリックし、詳細設定をクリック。

⑤ 画面左下の「COM ポート番号」のドロップダウンリストで「(使用中)」と表示されていない COM ポートの番号をチェックします。

⑥ 「⑤」でチェックした未使用の COM ポート番号を、「通信ポート」へ設定します。

⑦ 「課金管理システム」を停止し、再度起動した際にメッセージが表示されないことを確認し、通話データが受信されているか確認してください。

6　ソフトウェア使用許諾契約書

ソフトウェア使用許諾契約書

お客様へのお願い

本ソフトウエアはお客様が本許諾契約書にご同意いただいた場合のみ提供いたします。本許諾契約書にご同意いただけない場合は、プログラムディスク、取扱説明書をすみやかにご返却いただければ、代金をお返し致します。

このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社テクノワープ（以下「当社」といいます）との間で、課金管理システム（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用に関して許諾するものです。

第１条　（著作権の帰属）

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属するドキュメント（以下、「関連文書といいます」）に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
本ソフトウェアおよび関連文書は、著作権法および著作権に関する条約等によって保護されています。

第２条　（使用許諾の範囲）

当社はお客様に対し、以下のことを許諾します。
本ソフトウェアのプログラムを1台のコンピューターにインストールし、使用すること。但し本システムの信頼性向上の為、2台のコンピュータに組み込み、2重化運転を行う場合はこの限りではない。

第３条　（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行うことはできません。

（1） 本ソフトウエア及び関連文書を複製すること。
（2） 本ソフトウェアを変更、逆エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること。
（3） 本ソフトウェアもしくは関連文書、およびその複製物を、第三者に対して販売、領布、貸与、譲渡すること。
（4） 本ソフトウェアおよび関連文書を本契約第2条の場合以外での態様で使用すること。

第４条　（サポート）

（1） 本ソフトウェアをお客様が正当に入手された日から当社の規定の期間（９０日間）、操作方法、障害対応等のサポートサービスを受けることができます。
（2） 上記サポート期間終了後も、お客様は有償で本ソフトウェアのサポートを受けることができます。詳しくは、当社あるいは本ソフトウェアの供給者へ御相談ください。

第５条　（品質保証）

当社は、本ソフトウェアの機能として当社が規定している内容を実質的に実現していることをお客様に保証します。但し、本ソフトウェアがどのような状況で用いられても当社規定どおりに動作することを保証するものではありません。お客様は、一般にソフトウェア製品の動作は、コンピューター、オペレーティングシステム、動作中の他アプリケーションプログラムの状態、ネットワーク状態、などの影響を受け、ソフトウェア製品が規定どおりに動作しないことがありうることを理解、了承するものとします。
お客様が本ソフトウェアを正当に入手してから 90 日以内に、どのような動作条件であっても本ソフトウェアが当社の規定に沿った動作をしないことを当社に示した場合、当社は、申し出の時点から 30 日以内に本ソフトウェアを修正しお客様に提供するものとします。かりに、当社がソフトウェアの修正を行うことが出来なかった場合、お客様は、本ソフトウェアに対し支払った金額の返却を受けることができるものとします。なお、上記はお客様が新バージョンソフトウェアを入手した場合には適用されません。
お客様は、当社が、上記保証以外の保証を明示的、暗黙的に関わらず、一切行わないことを了承するものとします。

第６条　（免責）

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアまたは関連文書の欠陥、瑕疵等について、これらを使用したこと、または使用できなかったことから生じる一切の損害（お客様の情報の消失、毀損等による損害を含みます）に関していかなる責任も負いません。

第７条　（有効期間）

本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した時点から、本ソフトウェアの使用を中止する迄とします。
お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約は直ちに終了し、本契約第2条に規定する許諾も終了するものとします。
本契約の終了後、お客様はすみやかに本ソフトウェア、関連文書を破棄するものとします。

第８条　（新バージョンソフトウェア受け取り時の本契約書の更新）

本ソフトウエアの瑕疵によりお客様が新バージョンソフトウェアを受け取った場合、本ソフトウェアの使用許諾契約書の内容は本契約書の内容と置き換わります。

以上

本システムの問合せ先

株式会社テクノワープ
東京都八王子市明神町2－12－17
清水ビル１階
TEL:042-643－7077
FAX:042-643－7078

担当者: 鎮西　昭保